

総務委員会会議録

平成30年11月5日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：37

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 企業版ふるさと納税制度の活用について （総合政策課）
2. 平成30年度飯塚市職員採用試験実施状況等について （人事課）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成30年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成30年9月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございます。設計金額が130万円超の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったように分類をしております。9月末までの入札件数は75件、契約金額の総額は17億7977万9520円で平均落札率は91.25%となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。平成30年9月末現在の「条件付き一般競争入札の実施状況」でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格、失格基準価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。本年度は9月末までに、21件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が8件、建築一式工事が13件となっております。21件のうち、変動型2件、総合評価落札方式1件を除く18件において最低制限価格で応札がなされ、全てくじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、3ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、89.4%となっております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。「平成30年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」についてご説明いたします。これは、条件付き一般競争入札のうち等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札の実施状況で、9月末までに実施した件数は2件となっております。なお、この変動型最低制限価格方式による入札の落札率につきましては、平均で93.98%となっております。

以上、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

今のご説明のところの15番、立岩交流センター、ここに関連してお伺いしたいのですが、9月議会において、交流センターは市外業者に発注がなされましたが、これによりまして、試行導入された総合評価方式で市内業者向けに6月に募集されましたが、市内の参加業者がなく不調に終わったことから、この総合評価方式でよいのかについて、聞かせていただきたいと思います。まず、総合評価方式のメリット、デメリットの認識はどのようにお持ちでしょうか。

○契約課長

まず総合評価方式のメリットでございますけれども、価格と品質が総合的にすぐれた調達により、優良な社会資本整備が可能となることや技術的能力の向上に伴う建設業者の育成、談合の防止、地域事業者の適切な評価の実施などが挙げられると考えております。

次にデメリットでございますけれども、公告から申請までに相当期間の確保が必要なること。また、技術資料の審査機関の確保や、県技術審査委員会の日程調整などによりまして、公告から入札までにおよそ2カ月から3カ月程度かかる点ということが挙げられると考えております。

○吉田委員

デメリットの面では2、3カ月かかるということで非常に時間かかるというのが理解できました。総合評価方式の福岡県の状況と近隣市町村の状況については、どのように把握されておりますか。

○契約課長

福岡県内の市の導入状況でございますけれども、29市中25市で既に導入済みとなっております。未導入の自治体は田川市、嘉麻市、豊前市、中間市となっております。

○吉田委員

今お答えいただきました総合評価方式を取り入れていない市の状況について、ご説明いただきましたが、どのような理由から取り入れてないのか、その辺、お答え願いますか。

○契約課長

未導入の自治体に電話となりますけれども、電話での聞き取りを行いましたところ、導入していない理由といたしましては、技術提案を求めるような金額的に大きな案件がないことや、評価に時間を要する点、また、評価に関する審査体制、評価体制の確保が困難であるなどの意見でございました。また、今後導入を検討しているかという点につきましては、国からの導入、推進の要請はあっているものの、大きな公共工事を今後行わない方針があり、検討していないといった意見がある一方で、市内業者から制度を導入してほしいとの要望があり、検討中であるといった意見をいただいております。

○吉田委員

入札方法についてお伺いしますが、一般競争入札、または指名競争入札、総合評価方式の入札による飯塚市の基準はどのような形になっておりますか。

○契約課長

まず、一般競争入札の対象でございますけれども、土木一式工事及び建築一式工事と専門工事のJV案件等が対象でございます。次に、指名競争入札の対象となりますのは、土木一式工事及び建築一式工事を除きます、専門工種発注案件でございます。次に、総合評価方式の対象でございますが、土木一式工事及び建築一式工事の案件で設計金額が1億5千万円以上の工事が対象となります。

○吉田委員

今のご説明でちょっと確認させていただきますが、土木建築工事は対象金額が1億5千万以上については、すべて総合評価方式でなされるということですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○吉田委員

今後、すべてそのようになるということで、総合評価方式を募集するということでしたら、今回試行導入と意味が違うのではないかと私は考えます。改めるべきところは改めるということが試行導入ということではないんですか。その辺はどうですか。

○契約課長

これもこれまでの委員会、議会の中でもお答えさせていただいておりますけれども、今回、総合評価方式で入札を行ったわけですが、今質問委員がおっしゃいますように、当然中身について改めるべきところは改めていく必要があると考えております。

○吉田委員

改めるべきところは改めるということで、業者のランク等級業者数はI等級業者が市内で23者中SI等級業者は11者、I等級業者は12者であります。総合評価による評価点が20点ということで聞いておりますが、評価点数はどのような方法でだれがつけているのか、その辺についてお示してください。

○契約課長

評価の方法でございますけれども、評価項目につきましては、大きく分けて3分類ございます。一つ目が施工計画でありまして、この項目につきましては、本市の技術担当課職員で採点を行っております。残る二つの項目は、企業の技術力と配置予定技術者の技術力でありまして、これらの項目は契約課職員で採点をいたしております。その後、業者選考委員会の中で評価内容を審議した後に、福岡県総合評価技術委員会という学識有識者からなります、県の附属機関での意見聴取を行いまして、最終的な結果といたしております。

○吉田委員

建設の技術担当職員と契約職員で採点を行い、最終的に業者選考委員会で再審査して福岡県で審査するということですが、市内業者、今回の総合評価方式の評価項目14項目、この募集の一覧について、評価項目及び評価基準の2番の企業の技術力、それと3番の配置予定技術者の技術力の5項目を配点してみた場合、飯塚市の有資格者の点数は、どのようになるのか試算されたことはありますか。

○契約課長

ただいまのご質問でございますけれども、現在登録をされております業者の実情に照らして、採点をシミュレーションしたらどうかというご質問であるというふうに考えますが、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力、これにつきましては、発注時に各者に技術資料を求めまして、それをもとに点数を積み上げることとなります。このようなことから、事前に市のほうでその業者の点数が掴める項目といたしましては、まず工事成績、それから技術者の保有数、また本市におきます受注状況の一部に限られますので、事前にそれを採点すると、シミュレーションするということはできません。また、配置予定技術者の技術力につきましても、その工事に配置する技術者の経験等により積算をいたしまして、技術者個人の経験、それから資格、実績により算定をいたしますので、事前にシミュレーションすることはできないというふうに考えております。

○吉田委員

シミュレーションはできないということですが、全部はできないと思いますが、建設工事の評価項目及び評価点数の基準一覧表ですけれど、例えば、2の企業の技術力6点の加点がありますが、技術者保有数、1級国家資格を有する者、3カ月以上雇用しているものに限るが5人以上とか、品質管理環境マ

ネジメントシステムの取り組み、ISO9001、もしくはISO14001、またはエコアクション21の認証の取得状況については有資格業者の中でも何者あり何者が該当するのか、格付I等級の中でも、満点をとれる業者はなかなか私は少ないし、反対にいないこともあるんじゃないかと、これはあくまでも推測ですが、その辺についての採点は可能じゃないんでしょうか。

○契約課長

ただいま、シミュレーションができないというふうに答弁させていただきましたけれども、確かにおっしゃるとおり、年度当初に要は業者登録をいたします。その時点での例えば技術者の数ですとかというのは当然わかります。ただ今おっしゃいますような品質管理、環境マネジメントシステムの取り組み状況というのは、その審査内容に含まれておりませんので、実際は把握できていないというのが実情でございます。また、技術者の数ですとか、経験値といったものについては、私どもは4月1日現在ということで把握しておりますので、その後、例えば、技術者の数がふえたとか減ったとかいうことになりますので、その時点で調べないとちょっとわからないというような状況でございます。

○吉田委員

4月1日と状況が変わるということは十分理解できますけど、やはりこういう形で総合評価でやるにあたっては、ある程度等級格付というのが、I等級の中でもSI等級というランク付けがしてあります。ランク付けがしてある以上は、やはりSI等級業者というのが、今後何たるものかというところまで波及していくと思うんです。だからSI等級の業者であって技術者が5人以上というのが飯塚市にとって適正なものか。3人でいいんじゃないのかとかそういうところも出てくると思うんで、その辺について、SI等級の格付あたりもちょっと考えていかなければいけない時期と思います。

次にいきますが、去る10月中旬に市内業者向けの有資格者に対し、説明会か、懇談会か何か開催されたとのことですが、どのような内容であったのかお示してください。

○契約課長

10月12日に市内建築一式工事I等級に格付されています業者を対象といたしまして、意見交換会を実施いたしております。主な内容でございますけれども、市内業者へ今回の立岩交流センターになりますけれども、市内業者のほうへ公告をいたしましたときの、ただいまご質問にありました評価項目、それから不調になりましたことから、市外業者へ公告をいたしましたときの評価項目の違いというものを中心にご説明させていただきまして、その後、総合評価全般にわたりまして意見交換を行っているところでございます。

○吉田委員

今説明会ということでしたが、意見の内容、要望はどのようなものが出ておりましたか。

○契約課長

主な意見でございますけれども、まず総合評価方式の導入について、1年ないし2年先送りができなかったのかといったようなご意見、それから入札制度の変更は業者にとって非常に影響が大きいということ。それから落札業者が偏るのではないかと。また、今のままの制度がいいと言ったような制度そのものに反対という意見がある一方で、評価項目を市内業者の受注にあったものにしてほしい。また、施工計画の評価内容を公表してほしい。それから配点割合の見直しができないのかと言ったような評価内容の変更についてなどが、いただきました主な意見となっております。

○吉田委員

総合評価導入については飯塚市が導入する意思を有資格者に余裕を持ち、例えば、1年、2年、再来年に行いますよということを告知していればよかったであろうし、評価項目がどのようになり、どのよ

うな評価点の形になり、評価加点するのか、県の基準に準ずる総合評価方式に変わるということを示していれば、企業側も技術向上に向けて努力できたのではないかと考えております。またそのほかでは、施工計画の評価が不透明であること。各社ごとの評価点の内容を公表し、透明性を高くすること。また飯塚市の格付に見合う評価内容に変えることは、やるべきだと考えますが、その意見を踏まえ、今後どのように対応していくのか、お答えをお願いします。

○契約課長

市内業者との意見交換においては、総合評価の評価項目、今質問委員がおっしゃられた評価内容について、その意見交換会の中で、アンケート調査を実施させていただきたいということでお話をさせていただきました。今後、そのアンケートの内容というものを契約課のほうでいろいろと中身を精査いたしまして、実施をし、その結果を踏まえまして今後の制度構築に役立てたいというふうに考えております。また総合評価落札方式につきましては、国、県の指導のもと、先ほど申し上げましたように福岡県内の市の多くでの導入をされている制度でございます。現在のところを制度の廃止ということは考えておりません。今回、飯塚市として初めてこの制度に取り組んできたわけでございますけれども、このような経験をもとに振り返りを行って、評価項目、点数配分など、検証を重ねながら、よりよい制度構築、飯塚市にあった制度構築を目指してまいりたいというふうに考えております。

○吉田委員

ただいま現在、廃止の考えはないということで、業者向けのアンケート調査を実施するということが、具体的にどのようなアンケートで、いつの時期に行うことになっているのか、決まっている範囲で教えてください。

○契約課長

具体的にどういうことをお聞きするかというのは大変申しわけございません。まだ煮詰めきっていないというのが実情でございます。ただ、先ほど申し上げましたように評価項目それぞれに、例えば先ほどありました技術者保有数ですとか、それから品質管理、環境マネジメントシステムの取り組み状況といったところがございまして、これについては、飯塚市が把握できていないということもあります。ですから、こういったことを評価項目の中に盛り込んでいく上で、どういうふうに確認するのか。それから、これが妥当かといったところ、これについて意見交換会の中でも、要はそのハードルが高すぎるんじゃないかといったようなご意見もいただいております。したがって、そういった各項目についてのご意見というものをいただきながら、そして評価項目を、これは工事ごとに定めていきますけれども、その内容については十分に反映できるものは反映したいというふうに考えております。時期でございますけれども、できるだけ年内には実施をしたいというふうに考えております。

○吉田委員

実施時期については、年内ぐらいにということですが、やはりこれだけ市内業者の方々も、この評価方式に対して意見交換会でもご質問、ご意見が出ております。それを踏まえて、今後、アンケート調査を行いながら改善に向けて努力されるということはわかりましたので、当総務委員会の特別付託案件でもあります入札制度でございますことから、アンケート調査の後、どういう方向性でいくのかは、委員会でも諮っていただけますようお願いして質問を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。公共工事、管工事の発注に当たっては最少の投資で最大の効果というの

が原則だと思います。そういう意味で、競争性がきちんと確保されるというのが、かぎなんですね。そのうえで、品質の確保、それから地域経済への影響、地場業者の育成というのが重要な二つの課題だと思います。そこで、先ほど報告にもありました最低制限価格への応札の集中とそれからくじ引きによる落札ということが、変動型と総合評価方式以外すべて今回、それであるという報告がありました。本市は発足以来、最低制限価格の事前公表をずっと続けているわけですが、それが最大の要因と思うけれども、くじ引きによる落札の状況が本市発足以来、どのような傾向を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。そこで、一部是正を図ろうとして導入した変動型の最低制限価格、22年10月導入ですが、これまでの間のくじ引き落札率の特徴、状況についてお尋ねします。

○契約課長

ただいまの最低制限価格は、どういうことが考えられるかといったような趣旨のご質問かと思いますが、くじ引きというのが、まず偶然による受注の増加というのが技術力、経営力にすぐれた企業の努力が報われないというような状況を招くものではないかと考えております。また工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、それから安全対策の不徹底等が心配されるということを考えております。それから、今変動型最低制限価格というのを平成22年度に導入をいたしておりますけれども、その前後についても、それ以外のものについては、詳しく今手元にございませませんが、ほぼ、その他の工事については、最低制限価格でのくじ引きということで落札をされているというような状況でございます。

○川上委員

私はそのところを、もう少し丁寧に分析する必要があると思うんですね。2013年度に国土交通省が調査をしています。対象自治体とか、いろいろあるんですけども、事前公表前と後では、くじ引きによる落札というのが5倍になっておりますということで、国土交通省も懸念を表明したんですね。それで、本市の場合は、これが、きょうの報告はもうすべてということなんだけど、その傾向の度合いというのは、考えたことはないですか。

○契約課長

申しわけございません。傾向の度合というのは、分析をしたということとはございません。

○川上委員

平成22年10月の変動型の最低制限価格制度、それから、今回のことし4月からの総合評価方式についても、この最低制限価格への張りつき、くじ引きが導入の大きい理由に挙げられているわけですよ。ところが、本市がそれを導入したのに、もう既に、最低制限価格の動向がわからないというのはどういうことですか。

○契約課長

確かに変動型最低制限価格の導入、それから今回、立岩交流センターで実施をいたしましたけれども、総合評価方式につきましては、もちろん公表をしてないということもございませけれども、最低制限価格という応札がなかったということです。それで、その他の工事につきましては、落札が、要は最低制限価格で張りついているという状況です。おっしゃるとおり、それを拡充するのか、続けていくのか、または、ほかの制度に取り組むのかということが、内部でも十分検討する必要はあろうかとは考えておりましたが、現在のところは、それまでに至っていないというようなこととございます。

○川上委員

無責任ということじゃないんですか。筋が通ってないということではないんですか。もともと本市が発足する以前からも、直後付近からも、地元の業者さんの中では最低制限価格の公表によって、最低の

札の集中、それからくじ引きで品質が確保できないとは聞いたことがないけど、もう経営が大変で仕方がないんだということを、随分お互いに聞いてきたんじゃないんですか。だから、どうにかならないのかということも私も議会で質問したことがあります。それは、設計単価そのものを、設計金額を考慮することによって打開できないのかということも聞いたことがあるわけです。それは、結果から言えばあなた方が受けとめたか、受け止めてないかはわからない仕組みになっているわけですね。こうした中で、あなた方は今度も、変動型でも総合でも、国、あるいは県の指導とか、言っているんだけど、最低制限価格そのものについて、あなた方は過去に何の問題もないというふうに答弁してきたんですよ。きょうは、まるで反対のことを答弁されているわけですね。弊害がこんなにあるんだっていうこと強調されている。今まではそうではなかったわけです。過去は。この認識はどこで変わっていたんですか。飯塚市の現実の公共工事の中で、認識が変わったのですか。何かどの工事がどうだったということで、現実から出発して、その認識の変更があったのかお尋ねします。

○契約課長

最低制限価格、それから予定価格というものにつきましては、設計の金額として、適正であるというものについては、担当課との打ち合わせの中でも、認識をしております。それから、制度そのものを今おっしゃられますように、それがいいというふうに今答弁したのかということがちょっと私のほうで今理解をしておりますけれども、少なくとも、例えば、先ほど申しましたような、いろいろな不安要素といえますか、そういったものを抱えているというのは、現実的にあろうかと考えています。一つの事例になるかもしれませんが、例えば、工事の中で、工期の遅延というのがあったような事例が少ないですけれどもあります。そういった部分と最低制限価格で応札されたということの関連性があるのかということについては、確実なものとして、それが原因だということは申し上げられませんけれども、そういった不安要素があるといったことは事実であるというふうには考えております。

○川上委員

工事遅延になったのは、いろんな理由がもう既に公表されているでしょう。その中で、今契約課長が言われたような不安材料というのは報告されたことがない。私が独自に調べたりしていく中では、むしろ、労働者が集まらないと。住民運動のことだとかが理由になったりしていますよ。地盤が軟弱で揺れるとかほこりがたつとか、そういうことが理由になっているけど、それもそうかもしれないけど、もっと深刻なことには労働者を集めきれなかったと、働く人たちを。というようなことも、私の中では、調査の中でわかってきています。そのことと、最低制限価格の公表制度にかかわりがあるという認識なら調査すればいいですよ。そこで、ある段階で問題がなかったというふうに考えていた最低制限価格の公表制度が、ある時期から今答弁があったように、これは困ったぞという側面が強くなっていく。でもこれは急に出たわけではない。国は、先ほど言った調査の中において、いろんなことを言うてるんだけど、この最低制限価格公表制度について、見直したらどうかと。やってないところもたくさんあるわけでしょう。そういう提起をしていますよね。飯塚市としてはどういうふうにとめて、検討したことがあるかお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 32

再開 10 : 32

委員会を再開いたします。

○契約課長

申しわけございません。一つは公表しないということで一つの例といたしまして、国のほうでは事後公表ということでやられております。本市におきましては、事故公表というのも一つの手段というふうには考えておりますけれども、公表することで、まず本市において、職員への不当な働きかけ、また情報漏えいによる不正行為を防止するというようなメリットのほうを重視いたしております、事前公表ということでさせていただいているという状況でございます。

○川上委員

総合評価方式の導入に当たっては、国も言っているし、県も言っていますと。県内では、それを左右する自治体がふえていますということで、それがあたかも正しいことであるかのように、多数であることが正しいかのように言われるんだけど、そのように言うのであれば、最低制限価格の事前公表というのがどれぐらいの比率であるか、多数派であるかどうか、ご承知でしょう。どの程度の多数なんですか。

○契約課長

県内の状況といったところだろうと考えますけれども、それについては調べをしておりません。

○川上委員

平成28年、2年前の4月に国土交通省がまとめていますね。最低制限価格を市区町村で言えば、事前公表しているのは27年のまとめで、だからこれは27年度の分のまとめを言うと、11.8%ですよ、全国的に事前公表しているのは。だから圧倒的少数派なんです。総合評価の場合は、多数が正しいでしょうということで強引にやろうとするけど、これだけ問題が生じておりますというふうに今言っている最低制限価格事前公表を採用しているのは1割程度なんです。こここのところの見直しを検討したことがないということですかね。

○契約課長

最低制限価格の公表は先ほど繰り返しになりますけれども、本市において、非常に重要だと思っているとところにつきましては、市内の職員への不当な働きかけ、情報漏えいによる不正行為といったことを防止したいということが、目的でございまして、それを事後公表にするといったようなことについては、検討はしていなかったということでございます。

○川上委員

残念なことに、予定価格をあるいは、最低制限価格を知りたくて仕方がないということで、鞍手町のような事が起こったり、最近しているわけです。これを跳ね返す力を長を含めてもたないといけないというのは当然だけど、それを守る制度もつくらないといけない。しかし、このことと今、課長が答弁した最低制限価格事前公表、くじ引き落札、それによるさまざまな懸念ですよ。現実に見たことはないけど懸念があります。不安がありますというわけでしょう。そのことと、不正を防止する対策と、これを打開する対策を統一的に考えるシステムを考えるのが仕事じゃないですか。自分たちが、いろんな働きかけを受けたりするのを防止するその制度を維持するために現実に生じているわけではないけども、不安を持っていることを、ずっと、その制度を維持し続けるというのは、どういう考えかなど。検討しないというのはおかしいんじゃないかと思うけど、市長は私が言っている筋道がわかるでしょう。どう思いますか。

○総務部長

議員がおっしゃいますとおり、総合評価をする部分が、最低制限価格によるくじ引きの増加について、そういったものも是正していく必要があるということでの一つの考え方として、総合評価方にしたのは事実でございます。それで、そこに行く前に最低制限価格の事前公表を事後公表にかえることも一つの手だてであるのではないかというようなご意見であるというふうには認識いたしております。予定価格、

それから最低制限価格の事前公表につきましては、先ほどから課長が申しておりますとおり、職員への不当な働きかけの防止、そういった情報漏えいを防止するというメリットの部分、これを飯塚市のほうとしては、そこに視点を置いているところまでございまして、これまでそういったことで、そこについては考えていなかったということでございます。これについては当然、国、県、そういったものの状況もありますけれども、考えることは当然必要かと思えますけれども、先ほどから申しておりますとおり、この不正を防止するというメリット、これが非常に大きなメリットがあるということを考えているところでございますので、その部分を踏まえたとところで、今後は、いろいろなことを考えていく必要はあるかと思えますけれども、そのメリットを1番重視しているのが現状でございますのでご理解をお願いします。

○川上委員

今課長も総務部長も検討したことがないというふうに言ったんだけど、今後どうするかについてはよくわからなかったんですね。ただ、やっぱりいろんな政策を出して、実行して振り返って、今後どうするのかということになっていくんでしょうけど、実はあなた方が、この最低制限価格の事前公表について既に見直しをしているんですよ。したでしょう。変動型最低制限価格制度の導入というのは、事前公表制を改めたということでしょう。既に8年前に。ですから、なぜ、それを導入したのかも考えてもらいたいと思うんだけど、それから8年経っています。この間に、すべてを対象にただけではないけれども、この変動型の実施によって、対象の発注がどうであったか。あるいは、それがほかの対象でない発注にも影響を与えてないか。いい意味で。その辺の振り返り、チェックはどうなっているのか、お尋ねします。

○契約課長

ただいまご質問がありました変動型最低制限価格方式の導入でございますけれども、これにつきましては、公正な競争を阻害する恐れのある過度に低額な入札を排除するという。それから、施工の質の低下を防止するというようなことを目的として、平成22年に導入しておるわけですが、一つはメリットといたしまして、実勢価格に近い価格での入札が可能ということ。それから、くじ引きでの応札の抑止ということ。それから最低制限価格が事前にわからないということで、談合防止につながるというようなメリットがあるというふうに考えています。実際、これまでもやってきておりますけれども、変動型最低制限価格によります、応札につきましては、今申し上げたようなところについて、効果があったのではないかとはいふには考えています。また逆にデメリットの部分もないわけではございませんで、これもいわゆる、価格のみの競争になるということで、特に一般競争入札の場合に、不良不適格業者の排除が難しいといったことですか、逆に入札が少ないといった場合については、実勢価格に反映されにくいというようなデメリットもあろうかと考えております。

○川上委員

変動型で不良不適格の業者の参入を排除できないというふうに言われましたよね。これは変動型の最低制限価格制度の目的ではないからです。だから、金額による競争でしょう。これに、工事費内訳書、これは旧飯塚のときにはずっと提出を求めてこなかったんですよ。旧飯塚が終わりがけに導入しましたよとかというようになって、本市は最初から導入しているんだけど、これを飯塚市側がきちんとチェックする能力があれば、相当程度品質確保はできるはずですよ。不良不適格な業者が、今まで本市の公共工事変動型で発生したことがあるんですか。

○契約課長

そのような不良不適格業者があったというふうには認識はしておりません。

○川上委員

ないんですよ。あなた方の認識では。私の認識とは少し違うかもしれんけど。そこで、この最低制限価格を、本市発足依頼ずっとやってきて、振り返りがないと。それを是正しようとして導入した変動型最低制限価格制度についての振り返りも浅いよね。こういう浅さの中から強引な総合評価制度の導入があったと思います。その中心点については1月31日の総務委員会で質問もしたし、答弁を求めたところなんですけれども、国、県の指導というのを言われました。1月のときもそれを指摘したんだけど、改めて、それを受けての本市の導入までの段取りというか、取り組みはどのように行ってきたのか、時系列的に言ってください。どういう会合をやり、そこでどういった点を話し合ったのか。また、その間に他都市調査をしたとすれば、その内容もあわせて時系列的に、そちらの方が傍聴されている方がわかりやすいと思うので、お願いします。

○契約課長

まず総合評価につきましては、これまでも国、県と言ったようなところから導入の推進ということで通知、それからいろんな形での会合といたしますか、そういった中でも、いろいろと受けてきているという状況でございました。それで、平成29年に実際に導入をするということで、具体的な検討を始めてきたのが29年でございます。まず29年6月に、既に導入をされておりました先進地でございます、直方市のほうへ訪問いたしまして、まずは総合評価の実際の事務の流れといったようなものについて、いろいろと意見交換、事情聴取といったようなことになるかと思っておりますけれども、それを受けております。その後、入札制度検討委員会というのが本市にございますけれども、その中から、具体的に委員長のほうから指示が出まして、総合評価について検討会議をするべきだということで、技術担当課職員を中心に、総合評価落札方式検討会議というものを9月から立ち上げて、調査をいろいろとしております。そういった中で入札制度について、内部で協議をいたしまして、その会議の入札制度検討委員会の中で、内容を十分に精査いたしまして、導入していったというような経緯がございます。そののちに、例えば福岡県の事業者の説明会、これが30年2月に行われておりますけれども、事業者向け説明会のほうに職員が参加をしたり、また、具体的な評価の方法について、本年6月には、久留米市のほうに施工計画の審査について、訪問いたしております。また、総合評価につきましては低入札価格調査というのがございますが、この方法についても、どういうふうな手順を踏んでいったらいいのかということで、これも先進地でございます、大野城市のほうに本年8月に訪問いたしまして、いろいろな手順ですとか、書類の中身といったようなことについても、いろいろご教示いただいたというような状況でございます。

○川上委員

今答弁の中で、委員長の指示によりというふうにあったんですけども、それは何委員長ですか。

○契約課長

申しわけございません。入札制度検討委員会の委員長でございます。

○川上委員

それは業者選考委員会の委員長、副市長ということなんですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

片峯市長が誕生して、副市長が任命されたのは3月なんですね。そういう意味では、直ちに新しい副市長のもとで、直方市の総合評価方式の調査に行けと指示があったわけですね。どういう理由からですか。

○契約課長

もともと総合評価につきましては、これまでも本委員会、それから議会の中でも、議論されているところでございます。もともと議会のほうからも導入について検討すべきではないかという意見をこれまでも受けておりましたので、当時の契約課の中についても、具体的な流れは今申し上げたようなところでございますが、それ以前から検討を進めておったということです。29年になりまして、一つの目標として総合評価を導入しようという流れの中から、入札制度検討委員会の中で、具体的な検討を行っていかうということからの流れだというふうに考えております。

○川上委員

先ほどから国や県の指導があったというふうに言うし、私も言いました。議会が何と言ったんですか。議会とはどこのことですか。総務委員会のことですか。そこでどういうことを言われたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 50

再開 11 : 00

委員会を再開いたします。

○契約課長

失礼いたしました。まず国の通知でございますけれども、これにつきましては、過去、毎年のように通知が来ております。直近で申し上げますと、検討を始めていたときのことでございますけれども、平成29年2月10日に通知が来ております。内容といたしましては、総合評価方式の導入及び拡充に努めることということできております。その後、議会のほうでの話になりますけれども、29年9月の議会において、導入についての一般質問が行われております。内容等につきましては、これだけ県内の導入自治体がふえていっている中で、県内4番目の人口を有します飯塚市のほうで、総合評価を導入できないのはなぜかといったようなご質問の趣旨でございました。それにつきまして前向きに検討を進めてまいりますというようなことで、答弁をしておるところでございます。したがって、もともと導入については、いろいろと本市の中でいろいろと検討はしておったわけですが、そういうようなことを受けまして、具体的に検討を進めていったというような状況でございます。

○川上委員

そうすると先ほど議会から話があったというのは、議会の総意として、執行部に何か申し出があったということではないということですかね。

○契約課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

一般質問でどなたかが質問して、進めるようにという質問があつて、それに対して進めますと、検討を進めますという答弁をしたと、そのやりとりのことを今、議会から話があったということで表現されたんですかね。

○契約課長

繰り返しになると思いますが、もともとのそういった通知の中で検討していたということがあつて、具体的にそういった一般質問の中で検討すべきではないかというご意見をいただいたということで、それがすべてということではございませんけれども、もともとそういった制度導入についてを、本市の中でも検討してまいっておりましたので、この年に具体的に進めていくというところで、タイミング

があったといえますか、そういう状況であったというふうに認識しております。

○川上委員

一般質問で質問があり、執行部が答弁する。当たり前のことなただけでも、そのことを議会から話があったということで表現して、委員長が国からの通知があるということもあるんだろうけど、副市長がですよ、国からの通知はある、議会でも特定の議員の質問に対して進めますという答弁をしたと。それを議会から話があったという表現で事を進めるのかというふうに思うんだけど、議会から話があったということで引き続き言っていきますか。

○契約課長

申しわけございません。私の表現が非常にまずかったということで反省しております。議会のほうから話があったということではなくて、そういった趣旨のご質問もあったということも一つの要因ではあるということです。それで、またこれも繰り返しになりますけれども、総合評価そのものの導入については、それが直接の原因となって導入ということではなくて、その前の段階から導入を検討しておったという中の一つであるというふうに考えております。

○川上委員

今の話は、議員が質問した。そのことがポイントじゃなくて、それに対して進めますという執行部の意思を、その議員、あるいは議会全体、市民に対して意思を表明したということがポイントではないんですか。どうですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

だとすれば、議会から話があったということじゃないでしょう。一般質問で、自分たちの意思を表明したということなんです。なぜ議会から話があったというふうに言うわけですか。表現が適切でないのであればどうするんですか。そういうことで、副市長から指示を受けて直方に行ったのが最初のアクションということなんです。そこで、直方は6月23日と言われましたか、行ってどういった点についてまとめをしてきたんですか。

○契約課長

直方市のほうが、もう既に具体的に実施をされておりましたので、この入札方式についての概要の説明、それから事務的な手続きといったことについて、もともと国から出ております総合評価導入のマニュアルというのはございますけれども、その中で、飯塚市でもともとそれを分析しておったと。それを具体的に進めるに当たって、そのスケジュールでいいのかといったような確認ですとか、具体的な評価の内容ですとか、そういうことについて、飯塚市としても、どういった手続きが必要なのかということがある程度想定はできておりましたけれども、どういうふうに進められているのかということ率直にちょっとお聞きをして、必要な資料をいただいて帰ってきております。いろいろな質疑応答があったというふうに考えておりますけれども、事務的な手続きというような部分が多かったのではないかとこのように考えております。

○川上委員

ちょっと問題意識が違うのかなという気もしますが、直方市も飯塚市も同じように国から通知を受けているはずですよ。何度も何度も受けているわけですから。そうすると、直方は、自分のところの現実から出発して、国の通知、どこを大事にして直方は総合評価方式を取り入れる決断をしたのか、そのときに、直方市が地元業者を守る、品質確保するという点で、自分たちが行ってきた努力の上でこう

いった点に気をつけようとかいうようなことは聞いてこなかったですか。

○契約課長

先ほども申し上げましたとおり、基本的には具体的にそういった趣旨というところについての質問というのは行っておりません。先ほど申し上げましたように、あくまでも事務手続のやり方というところが中心であったというふうに考えております。

○川上委員

そうしたら実質的に、総合評価方式が、ここではですよ、1番最初は総合評価方式をやってよかったよねという話とか、ここは困ったよねという話は聞く気がなかったということですよ。最初から、メリットもデメリットもわからない実体験を聞かないまま、飯塚市としては、やみくもに突き進んでいく。そのための実務的な、事務的なことを聞きにいったということになりますけど、そう言われたらだめですか。

○契約課長

総合評価に対するメリットは、直方市が実施をした中で、どういったところがよかったというようなお話というのはその中で、具体的に残っておりませんので、出ておるか、出てないかというのはちょっとあります。ただ、総合評価に対するメリットという部分がありますものですから、それに基づいて、そのために直方市が導入したということだろうというふうに判断しております。繰り返しになりますけれども、この時点におきましては、それぞれ工事契約の担当者ですとかと契約課のほうで行っておりますので、あくまでもその具体的な事務の進め方というところが中心であったというふうに考えております。

○川上委員

認められたわけですよ。総合評価方式を直方がどういう思いで、導入したのか、どういった点について懸念を持っておったのかとか。最初から聞く気がなかったということが今の答弁でわかると思います。そこで、本来ならば直方も飯塚と同じようなところがあって、地元中小企業の衰えというのは著しいわけですよ。そして苦しんでいるんだけど、本市もつくりましたけど、中小企業振興条例とか、そういう努力もし、そして本市が勉強に行きますよと言って、1度は行って導入しきれていない公契約制度は、市の発注単価に沿った、相応した賃金が労働者に払われているか。それを進めるという役割を持っているわけですね。だから、あなた方が最低制限価格で品質確保の問題と労働者の賃金のことを心配するということであればですよ、くじ引きによる。であれば本来なら、公契約制度と総合評価方式で直方市がどういう工夫努力、効力の発揮を求めているかをきちんと聞いてくるのが仕事じゃないかと、なかったかと。したがって、入り口からさきに総合評価ありきがあったんじゃないかと。国、県が言ってきました。それから議会からの質問が出たので答弁しましたと。こういうことで、道をはき違えて一目散にきて、今回の立岩交流センター入札にぶつかっていくと、みずからということになったと思うんだけど、それは私の評価です。あなた方は、第1号でしょう。この総合評価方式適用の。今回のようになったことについて、今回のようにというのは、1回目不調、2回目は対象を市外まで含めてやって、99%で落札したこと。一般競争入札であれば、普通に本市の市内業者で仕事ができる水準の仕事ですよ。これがこういうふうになったことについて、どう思っているのかというのがまだ、見解が出されたことないんですよ。どう思っておるのか、お尋ねします。

○契約課長

まず一つは、不調になりました原因ということで、1回目の市内業者の公告募集ということで不調になったということで、この原因を想定しましたけれども、一つは、市内業者の皆さん方が、国、県、民

間を含めます、手持ち工事があるのではないかと。また、技術者の配置ができないのではないかとといったような個々の事情というのがあるのではないかとこの想像、それからもう一つは、設計金額と業者との間の積算に差異があるのではないかとというようなところを当初想定しておりました。そういったことで、事業者個々の事情であるということで判断をしたということでしております。期間もこれは7月の中旬が締め切りだったわけですが、交流センターにつきましては、早期着手すべきということがございます。それは理由といたしましては、いろいろな財源を使って最終的に竣工するまでの日程が決まっておりましたので、言葉が適切かどうかわかりませんが、急がなければならなかったというような事情もございました。そういうことで、早急に市外に発注ということでさせていただいておるわけがございます。それぞれ、そののちに業者の皆さん方からいろいろなご意見、先ほど吉田委員の質問のなかにおいても、少し答弁をさせていただきましたけれども、いろいろと総合評価に対する反対のご意見というのもあるというのも事実でございます。今回、飯塚市内の業者さんを対象とした入札にはなりませんでしたが、まだそういった意味では市内業者のほうとの実績がないというのが事実でございます。それぞれ内容についても、見直しを行うべきということは重々に私どもも、評価項目一つ一つについて、これについては見直していくべきだということは十分認識しておりますので、今後そういった見直しをかけながら、飯塚市にあった、総合評価にしていきたいという思いがあるというのは、飯塚市としての考えでございます。

○川上委員

入り口を間違っているんですからね、入り口を。だから、最低制限価格のところまでさかのぼって、10年間分ぐらいさかのぼらないといけないでしょうね。ちょっと聞きたいんですけど、総合評価方式による今後の発注見通し、どのように見えていますか。

○契約課長

今予算要求時期でございますので、まだはっきりとどういったものが対象になるかとかいうことについては、まだ具体的に申し上げられるような段階にないというのが意見でございます。と申しますのも、例えば建築一式工事、土木一式工事を対象としておりますけれども、その金額、例えば、分離分割するとかいうことで1億5千万にならないとかそういうこともございますので、今この場で具体的にどういふのがあるかということとは申し上げられないというのが本音でございます。今後、そういった1億5千万の金額以上のものが出るというのは、確実に出ていくものだというふうに考えております。

○川上委員

私は1月31日の総務委員会で総合評価方式試行というんですけど、なぜ試行ですかと聞いたときに、結局は、今後、期限を定めない試行ですというふうに答弁ありましたね。なぜ期限を定めないのかというと、工種ないし業種の拡大、それから設定金額を引き下げることによって、本市の官公需工事だけではなくて、これがすべて、総合評価方式の対象になってくるのではないかとということをお尋ねしました。否定しませんでした。ということを考えれば、今建築、土木1億5千万というふうに言われる。確実にあるだろうけどもそれが何件かわからないというんだが、あなた方の試行という発想から言えば、これはもう何十、何百ということになっていきかねない。よそを見てみると、そういうところも出てきます。議会からもし質問が出て、やる気満々ですという答弁をしたら、議会も応援していますということやっていくことになるでしょう。地域の中小零細の業者はどうなります。まちの形が変わってしまふんじゃないですか。地域経済の形が一気に変わってしまふんじゃないんですか。このように無責任な筋の通らないことをやっていけば。ここで最初に戻ってみると、最低制限価格の問題でしょう。くじ引きの問題でしょう。あなた方が、総合評価方式でやることによってというふうに言うんですけど、総合評

価方式を今のレベルで持ち込んできても、最低制限価格への応札とくじ引き落札は、なくなるでしょう。これはどうするんですか。この手当は。総合評価方式に全部しなければ。あなた方の理屈から言えば。すべて総合評価方式にならなければ、この最低制限価格、張りつきくじ引き落札というのはなくなるということになるけど、そういうことになりそうですけど、どう思いますか。

○契約課長

おっしゃられますとおり、最低制限の張りつきというのが解消できていないという、解消できないというか、変動型の場合の他の分については、やはり張りつきがそのまま続いているという状況も、そのとおりだと思っています。総合評価方式につきましては、昨年の答弁の中でも広げていくというようなことで答弁を差し上げておりますけれども、具体的にそれを広げるとか、金額を見直すとかいうことについては、今のところでございますけれども、考えがあるわけではございません。おっしゃるとおり入札制度そのものについては、やはり制度について総合的に考えていく必要があるという認識は十分に私どもも持っておりますし、非常に大きな課題であるというふうに認識しております。

○川上委員

この程度の練り具合で、政策立案し、実行したところ大失敗したと。それについてまともな評価も出しきれない状況にあるわけですよ。立岩交流センターのことですよ。こういうのを拙速と呼ぶと思うんですよ。だから、見直しというのであれば、見直しの間、この総合評価方式は少なくとも凍結、動かさないというふうにするべきじゃないかと。ちょっと間違いましたということではないから、出発の段階からの問題があるから、ちょっと見直そうぐらいではだめでしょう。本格的に見直してくださいよ。自分たちはどういうことしたのか、国は何を要求しているのか。それから直方とか大野城とかいろいろ行ったんでしょ。久留米とか、行き直して見ればいいじゃないですか。新しい視点で。それで、ここで答弁を求めたいところだけど、もう一つ言って答弁を求めます。最低制限価格の問題について、職員に不正な働きかけがあることを防止できるというふうに言っていました。最初から公表するんだから聞く必要はないと。そうすると、本市に市職員の倫理条例があるでしょう。私は理由を述べて、これには反対したんだけど、システムは目的と逆行するところがあるということで反対しました。ところが一方では、市長、三役、議員を含む政治倫理条例があるじゃないですか。これの強化によって、しっかりと強化によって、最低制限価格を公表しないことによる職員への不正な働きかけを監視することができるようになりつつあるんじゃないんですか。12月議会はいずれ資産公開制度の強化の条例案も提出されるでしょうけど、こういった手当と相まる形で、この総合評価方式を、このまま強引に進めなければならぬと、あるいは拡張しなければならぬという理由の一つもないと思うわけです。そこで、答弁は順番から言えば副市長から市長でしょうけど、市長に、今の質疑答弁の全体像を把握されたと思うので、見直しをきちんとやると、その間は凍結すると、総合評価方式は。一方で、不正を防止する政策は、もっともっと強化するということで答弁をしてもらいたいと思うんですけど、市長、答弁を求めます。

○市長

今のリクエストどおりの答弁は難しゅうございますが、このことについて、私はこの仕事についてはまだ1年7カ月しかありませんが、それまでそばで見っていた現状の中から工事発注の適正化と地元業者の育成をあわせて図る何かしらの対応が必要ではないかということは漠然と感じておりました。それで、なにぶんにもそのことについて、当初見識不足でしたので、所管の部長さんや課長さんにもお尋ねしながら、今回の総合評価方式をぼんと入れたということではなく、まず1分の1発注、5分の5もそうですが、そのような発注についての見直し、これは早期に図るべきだと思って手を打ちました。次の段階として、これも以前の質問の中で、今の川上委員のほうからお尋ねがあった内容と思いますが、それぞ

れの例えば土木と舗装と責任をきちんと明確にできるように、そしてなおかつ、一方的に特定の業者さん方に疲弊や迷惑をこうむらせないような方法についても検討をしてもらってきたつもりです。また、三つ目の方法として今回の総合評価方式の設計金額を設定しまして、その部分について導入するというようなことは、先ほど申しました大きな二つの柱の中の延長線でございます。恐らく、東京オリンピック終了後、2年ないし3年しますと、公共工事の発注、そして民間工事の発注も今よりも減少するのではないだろうかと考えておりますので、そんな時代が到来したとしても、地元業者の皆さんには、しっかりと技術力と営業力を身につけていただきまして、よりよい仕事を幅広くできるようなこの飯塚市になっていけばと考えているところでございます。きょうるるご指摘がありました公契約制度や最低制限価格の公表のあり方等についても、この間、実は私からの担当部署への質問という形で担当者とは協議をしてきております。そして今、現状の状況でございますが、本日はおふたりの議員さんから総合評価方式の細かな内容、そしてこれについてのさまざまなご指摘、総合的な入札制度についてのご指摘もありましたので、これをまた一つの機会にして、しっかりと工事発注の適正化、地元業者の育成、これをあわせて図ることができるよう丁寧な目で、今後も見ていきたいと思っておる次第でございます。

○川上委員

片峯市長、今の答弁に対して、私は重ねて担当課、担当部がこの総合評価方式を見直すというふうに言っているわけですから、これは入り口に戻って、筋路のところに戻って見直しをしてもらおうと。その間については見直しが終わって、そして、これならというものが出てきた場合に限りやればいいじゃないですか。今のような状態の中で、無理に突き進むのは片峯市政としては適切ではないですよ。だから、見直しの間は少なくとも、凍結するというようにしてもらいたいし、また一方で、最低制限価格の公表の問題については、不正防止策を強化しながら、職員を守る対策を強化しながら、継続についてどうするかというのを真剣な検討をしてもらいたいと思います。求めて終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「企業版ふるさと納税制度の活用について」、報告を求めます。

○総合政策課長

企業版ふるさと納税制度を活用するため、地域再生計画を作成いたしましたので、その概要についてご報告いたします。資料の1をお願いします。1に企業版ふるさと納税制度の概要を記載しておりますが、この制度は、志のある企業が地方創生を応援する税制として平成28年度に創設された制度でございます。制度の内容については、資料の2をお願いします。制度のポイントに記載されておりますとおり、通常の寄付の2倍程度の税額控除できる仕組みとなっております。次に制度活用の流れでございますが、この制度を活用するためには、総合戦略を策定した地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣府の認定を受けて、初めて企業からの寄付を受け入れることができるものです。

再度資料の1の1ページ3をお願いします。今回の地域再生計画の事業は、飯塚国際車いすテニス大会を基軸にしたテニスのまちづくりでございます。

2ページをお願いします。事業の目的につきましては、そこに記載していますように「継続して飯塚国際車いすテニス大会が開催できるよう施設等を整備することにより、テニスのまちづくりによる市民の参画と協働によるまちづくりを目指すとともにテニスに関する大会、教室、合宿の誘致による交流人口の増加や、さらなる地域経済の活性化を図ることを」目的としているものでございます。

次に、寄附の対象となります事業は、4に記載しています、①筑豊ハイツテニスコート整備事業、②筑豊ハイツ宿泊施設整備事業、③車いすテニス大会情報発信強化事業、これは具体的にはW i - F i 設備の整備となります。今後のスケジュールといたしましては、今月中には、内閣府の認定を受ける予定となっておりますので、本日、参考資料として配布いたしておりますパンフレットを活用し、寄附の依頼を行ってまいります。

以上簡単ではございますが、企業版ふるさと納税制度の活用についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「平成30年度飯塚市職員採用試験実施状況等について」、報告を求めます。

○人事課長

まず、平成30年度の職員採用試験につきまして、最終の第3次試験を去る、9月15、16日の両日、実施をし、9月27日に最終合格者の発表をいたしましたので、その実施状況についてご報告申し上げます。資料を提出いたしておりますが、まず、「平成30年度職員採用試験実施状況」という資料をご覧くださいと思います。資料の一番下の合計欄でございますが、まず、7つの試験区分全体で42名程度の採用予定数に対しまして、全体で男女合わせまして637名の応募がございました。その後、第1次試験、第2次試験を経まして、第3次試験実施の結果、最終的に採用予定数42名を確保いたしました。このうち、表の左側、試験区分の上から2段目、行政事務のU I J ターン枠が6名程度の採用予定のところ、3名しか最終合格者を確保できなかったため、不足する3名を、その下、同じ行政事務の県内在住者枠から補充して行政事務全体としての合格者を確保しております。また、下段、保育士のU I J ターン枠、1名程度につきましても、合格者を確保できなかったため、その1名を保育士中級枠から確保し、最終的に全体での採用予定数を確保しております。

次に、任期付職員の採用につきまして、その概要をご報告いたします。「任期付職員の採用について」という2枚目の資料の表をご覧くださいと思います。今回も、昨年を引き続きまして、保育士と生活保護ケースワーカーにつきまして、来年度、それぞれ職員の不足が見込まれるなどの理由から、任期を3年といたしまして、フルタイムの保育士7名と、短時間勤務の生活保護ケースワーカー7名を採用する内容で、去る10月5日に採用試験実施の公告を行い、10月9日から11月9日まで申し込みを受け付けております。最後に、表の下のところ、今後のスケジュールでございますが、11月25日に採用試験を実施いたしまして、12月上旬に合格発表を行う予定でございます。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。